

市川三郷町ブロック塀等撤去改修助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等によるブロック塀等の倒壊又は転倒を防止するため、ブロック塀等を撤去又は改修を実施する者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することにより、安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他組積造による塀及び門柱をいう。
- (2) 道路等 道路、公園、公共施設の敷地等、通常の状態において不特定多数の者が利用することができ、将来にわたり継続して利用される土地をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等のすべてまたはその一部を取り除くことをいう。
- (4) 改修 ブロック塀等の撤去後に引き続き撤去相当分の距離に安全なフェンス、板塀または生垣を設置することをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金交付の対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。ただし、国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体を除く。

- (1) 町内に存するブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去し、又は改修を実施する者
- (2) 町税等の納付に滞りが無い者
- (3) ブロック塀等に対して、他の助成又は補償を受けていない者

(助成対象工事)

第4条 助成金の交付の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、次の各号に該当するものとする。ただし、販売又は収益を目的とした整地、宅地造成又は解体をする際にブロック等を撤去する場合は除く。

- (1) 撤去するブロック塀等は道路等に面するもので、高さ（基礎を含む地盤面からの高さをいう。以下同じ。）は、60センチメートルを超えるものであること。ただし、建築基準法第42条第2項の道に面するものは撤去のみ対象とする。
- (2) ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さがすべて60センチメートル以下になること。
- (3) 改修により新たなブロック塀等を設置する場合、その高さが全て60センチメートル以下とし、60センチメートルを超える場合は安全なフェンスとすること。
- (4) 改修により生垣を設置する場合は、延長1メートル当たり3本以上連続して植樹すること。

2 助成金の交付は、一の敷地につき1回限りとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の交付対象となる助成金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市川三郷町ブロック塀等撤去改修助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 敷地の位置図

(2) 工事施工者が発行した見積書(内訳が記載されているものに限る。)

(3) 現況写真(撤去又は改修するブロック塀等の状況が分かるもの)

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の可否を決定したときは、市川三郷町ブロック塀等撤去改修助成金交付・却下決定通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により助成金の交付決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更又は中止の届出)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)が、助成金対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、市川三郷町ブロック塀等撤去改修工事内容変更・中止届出書(様式第3号)により、工事に着手する前に町長に承諾を受けなければならない。

2 前項の規定する町長の承諾を受けずに、又は工事着手後に助成対象工事を変更し、助成対象額が増加した場合の当該増加分の経費は、助成対象外とする。

(工事完了報告等)

第9条 助成対象者は、助成対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市川三郷町ブロック塀等撤去改修工事完了報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告し、当該助成対象工事の完了確認を受けなければならない。

(1) 助成対象工事にかかる領収書の写し(原本確認)

(2) 助成対象工事完了後の現場写真

(3) その他町長が必要であると認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査し、適当と認め

たときは、助成金の額を確定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、市川三郷町ブロック塀等撤去改修助成金交付確定通知書（様式第5号）により、当該助成対象者にその旨を通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第11条 前条に規定する通知書を受けた助成金対象者は、市川三郷町ブロック塀等撤去改修助成金交付請求書（様式第6号）により、速やかに町長に助成金を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の請求があったときは、速やかに当該助成対象者に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、市川三郷町ブロック塀等撤去改修助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により、助成金の交付を取り消すことができる。

- （1）第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（助成金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成対象者から当該助成金に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（助成決定者の責務）

第14条 助成決定者は、助成金の交付を受けた後において当該助成対象工事を行った場所を、安全かつ良好な状態に保つよう努めなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第11条までの規定は、なお効力を有する。

別表（第5条関係）

助成金対象工事の内容		助成金の額
撤去の場合	ブロック塀等	ブロック等（基礎は擁壁類で助成） 1,000 円／m
	擁壁類	0.5m > H 1,200 円／m
		0.5m ≤ H < 1.0m 3,000 円／m
		1.0m ≤ H < 1.5m 5,600 円／m
		1.5m ≤ H 8,900 円／m
改修の場合	安全なフェンス 板塀	独立基礎の物（基礎含む） 4,700 円／m 布基礎の物（基礎は擁壁類で助成） 4,100 円／m
	生垣	3,500 円／m
	擁壁類	0.5m > H 4,600 円／m
		0.5m ≤ H < 1.0m 9,400 円／m
		1.0m ≤ H < 1.5m 14,900 円／m
1.5m ≤ H 21,200 円／m		